

都道府県の皆様へ

森林整備や木材・木質バイオマス利用の取組を支援します！！  
それぞれの取組内容に応じて、定額や1/2以内で助成します  
（「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。）

新たに都道府県に基金を造成し、次のような取組を支援します。

① 森林整備の取組

間伐の実施・路網整備



間伐の実施や  
林道までの搬出、作業道・作業路の作設

里山の再生



侵入竹の除去、病虫害  
害対策、広葉樹植栽

森林境界の明確化



間伐のための境界特定

② 間伐材の搬出や加工流通の取組

高性能林業機械の導入



集材から造材、運搬に必要な機械の導入

木材加工流通施設の  
整備



製品保管庫や  
ストックポイントの整備

流通の円滑化



・運搬コスト掛かり増し助成  
・バイオマス安定供給支援  
・原料購入に係る利子助成

③ 木材・木質バイオマスの利用や用途開拓の取組

木造公共施設の整備



学校の武道場



社会福祉施設

熱利用施設の整備



公共施設のボイラーの改良

他の用途開拓



木炭、きのこの生産加工施設

上記の支援を受けるためには、地域の地方公共団体、森林組合等の林業事業者・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等で構成される協議会を設立し、事業計画を作成する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

農林水産省林野庁計画課(TEL:03-6744-2300)

- ① 林野庁整備課、計画課(03-6744-2303、03-6744-2300)
- ② 林野庁経営課、木材産業課、木材利用課(03-3502-8055、03-6744-2293、03-6744-2297)
- ③ 林野庁木材利用課、経営課、木材産業課(03-6744-2297、03-3502-8059、03-6744-2295)

# 協議会をつくって、森林整備と木材・木質バイオマスの利用拡大を進めましょう！！

協議会を設立します（事業開始後のメンバー追加も可能）

1

協議会メンバー

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者

2

協議会において事業をとりまとめ、事業計画を作成し、都道府県に提出します。

3

都道府県から国に申請し、事業量に応じた金額の交付を受け、都道府県に基金を造成します。

4

協議会メンバーから都道府県が個別の事業申請を受け、交付決定を行い、事業を実行します。

5

年度をまたぐ事業がある場合など最大23年度まで実行可能です。

6

事業期間中の事業内容の変更など、弾力的な運用が可能です。